

広島県告示第三百八十九号

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号）第八条第二項の規定により、広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額を次のように定める。なお、次に掲げる告示は、廃止する。

一 昭和五十九年広島県告示第三百五十一号（広島県保健環境センターにおける使用料及び手数料の種別及び額）

二 平成九年広島県告示第四百八号（広島県立林業技術センターにおける使用料及び手数料の種別及び額）

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 使用料

センターの名称	種 別	単 位	金 額
保健環境センター	一 製剤機	一時間	円
	1 錠剤の製造に関する試験研究の場合		
	2 か粒の製造に関する試験研究の場合		
	二 試験検査機器		
	1 崩壊度測定器		
	2 分光けい光光度計		
	3 恒温恒湿器		
	4 電気定温通風乾燥器		
	5 超音波発生装置		
	6 インキュベーター		
	7 引張試験機		
	8 卓上冷却恒温循環器		
	9 フラクションコレクター		
10 ガスクロマトグラフ			
11 赤外分光光度計			
12 液クロマトグラフ			
食品工業技術センター	一 測定機械、試験機械及び分析機械	一時間	二九〇
	1 ケーキミキサー	〃	四五〇
	2 オープン	〃	四五〇
	3 ボイラー（大型）	一日	二、一二〇

4	ジャーファーマンター	〃	三、九四〇
5	加圧殺菌機	一時間	三〇〇
6	蒸気殺菌機	〃	一、五〇〇
7	乾燥殺菌機	〃	四五〇
8	噴霧乾燥機（アトマイザー）	一回（二時間以内）	五、四〇〇
9	真空凍結乾燥機	一日	三、八二〇
10	小型ボイラー	一時間	八七〇
11	糖化装置	〃	四二〇
12	エネルギー分散型X線装置	一試料	六、三六〇
13	匂い識別装置	一時間	六九〇
14	硫黄化合物分析装置	〃	七四〇
15	水分活性測定器	〃	七四〇
16	酸素濃度計	〃	六九〇
17	恒温器（保存試験）	一回（二週間以内）	一、三二〇
18	液体クロマトグラフ（食品成分分析）	一回（三時間以内）	三、八三〇
19	ガスクロマトグラフ（食品成分分析）	一回（七時間以内）	三、四二〇
20	実体顕微鏡（写真代込み）	一時間	一、一三〇
21	光学顕微鏡（写真代込み）	〃	一、二一〇
22	ガス組成分析装置	一回（二時間以内）	一、七〇〇
23	B型粘度計	一時間	八〇〇
24	低温振とう培養装置	一回（七時間以内）	二、七三〇
25	小型濾過器（清酒用）	一回（七時間以内）	二、九三〇
26	シーマー	一時間	二、〇三〇
27	過熱水蒸気乾燥装置	一回（四時間以内）	四、一二〇
28	コードレス温度計	一回（四時間以内）	二、八七〇
29	原子吸光分光光度計	一時間	一、五八〇
30	電気マツフル炉	一回（二二時間以内）	一、三六〇
31	紫外可視分光光度計	一時間	七七〇
32	電子顕微鏡（前処理を必要としない場合、写真一〇枚以内）	二時間	四、八六〇
33	電子顕微鏡（前処理を必要とする場合、写真一〇枚以内）	〃	六、四四〇
34	比重計（高精度密度比重自動分析装置）	一時間	八七〇



17	プレス（加熱機）	一時間	九一〇
18	高速マシンングセンター	〃	七、〇〇〇
19	複合NC旋盤	〃	二、六二〇
20	NCフライス盤	〃	一、三二〇
21	大出力YAGレーザー加工機	〃	一〇、八四〇
22	溶接ロボット	〃	一、九九〇
23	プリント基板試作システム	〃	二、〇二〇
24	卓上加工機	〃	一、〇六〇
二 試験機械			
1	万能試験機（一〇トン）	一時間	五一〇
2	万能試験機（二五トン）	〃	一、八三〇
3	流れ試験機	〃	四二〇
4	と石衝撃試験機	〃	二五〇
5	磁気探傷装置	〃	九八〇
6	X線透過検査装置	〃	一、四八〇
7	サーボバルサ	〃	一、四三〇
8	高周波プラズマ発光分光分析装置	〃	一、九〇〇
9	粘弾性試験装置	〃	一、四一〇
10	環境試験装置	〃	一、六九〇
11	冷熱衝撃試験機	〃	一、四九〇
12	実体顕微鏡	〃	六八〇
13	透過型微分干涉顕微鏡	〃	六九〇
14	X線マイクロアナライザ	〃	五、一九〇
15	X線光電子分析装置	〃	三、二六〇
16	真空注型装置	一日	六、三七〇
17	計装化衝撃試験装置	一時間	一、五四〇
18	温度校正装置	〃	六九〇
19	デジタル圧力計	〃	三六〇
20	塩分濃度計	〃	三九〇
21	電子顕微鏡	一回（四時間以内）	四、九四〇
22	顕微鏡粒子解析装置	一時間	一、一一〇
23	蒸着装置	一回（二時間以内）	二、二九〇
24	恒温恒湿器	一日	四、〇六〇
25	振動試験機	一回（四時間以内）	二、一五〇

26	防振台	一時間	九八〇
27	自動ヒートデイスティーション テスト	〃	七四〇
28	複合材料カッティングマシン	〃	六五〇
29	粒度分布測定装置	〃	一、二七〇
30	微小硬さ計	〃	九八〇
31	粉碎機	〃	一、二六〇
32	回流水槽	〃	四、二八〇
33	二軸押出成形機	〃	一、三二〇
34	熱伝導率計	〃	三四〇
35	高温硬さ計	一回（八時間以内）	一、五四〇
36	シミュレーション装置	一時間	二、五六〇
37	レーザーラマン分光光度計	一回（四時間以内）	三、五九〇
38	AE付密着性試験機	一時間	一、八八〇
39	イオンクロマトグラフ分析装置	〃	二、二五〇
40	ICP質量分析装置	〃	二、九七〇
41	光学顕微鏡	〃	一、三二〇
42	カラーコピー	一回（二枚）	一〇〇
43	デジタルメディア作成システム	一回（四時間以内）	二、五七〇
44	ビデオ編集システム	〃	二、六六〇
45	非接触三次元測定装置	一時間	一、六二〇
46	点群データ処理ソフト	〃	一、〇一〇
47	汎用シミュレーション装置	〃	二、二五〇
48	三次元ソリッドモデラー（ハイエンド）	〃	一、六八〇
49	プレスシミュレーション装置	〃	一、七三〇
50	金型設計CAD・CAM	〃	二、〇五〇
51	組立・分解性評価ツール	〃	一、三五〇
52	樹脂成形シミュレーション装置	〃	二、五四〇
53	ラピッドプロトタイプング装置 （熱溶解積層）	〃	三、七〇〇
54	動作計測装置	〃	一、九五〇
55	プラズマエッチング装置	〃	二、一九〇

87	耐圧試験機	〃	九八〇
86	スアナライザ ネットワーク／インピーダン	〃	一、二六〇
85	カッティングプロッタ	〃	一、〇五〇
84	蛍光X線装置	〃	一、五五〇
83	アイゾット衝撃試験装置	〃	七一〇
82	赤外顕微鏡	〃	一、七八〇
81	非接触振動計（レーザドップ ラ振動計）	〃	七四〇
80	NCデータ最適化システム	一時間	七一〇
79	放電焼結装置	一回（四時間以内）	三、二一〇
78	表面抵抗計	〃	六九〇
77	分析装置 高速液体クロマトグラフ質量	〃	二、六九〇
76	床衝撃音レベル測定装置	〃	七八〇
75	万能試験機（二〇〇トン）	〃	二、六八〇
74	万能試験機（五〇トン）	〃	二、四二〇
73	超微粒子製膜装置	〃	七、〇六〇
72	置（粉末積層） ラピッドプロトタイプینگ装	〃	二、三七〇
71	引張試験機	〃	一、九六〇
70	走査型電子顕微鏡	〃	二、二一〇
69	表面粗さ測定機	〃	一、三一〇
68	輪郭形状測定機	〃	一、一三〇
67	高周波加熱装置	〃	一、三四〇
66	自動万能薄板試験機	〃	二、四二〇
65	三次元測定機	〃	五、四四〇
64	計測データ記録装置	〃	一、一八〇
63	X線応力測定装置	〃	一、四一〇
62	赤外線熱画像処理装置	〃	一、七五〇
61	X線CT検査装置	〃	四、三九〇
60	万能塑性加工機	〃	七八〇
59	X線分析顕微鏡	〃	一、八〇〇
58	音響計測装置	〃	二、五一〇
57	エリプソメータ	〃	一、四一〇
56	マスクアライメントシステ	〃	一、九一〇

	東部工業 技術セン ター			
88	絶縁抵抗計	一月	九六〇	
89	真円度測定機	"	一、二一〇	
90	投影機	"	七七〇	
91	ストレージオシロ	"	七三〇	
92	カラーデジタルオシロ	"	七八〇	
93	筋電計	一回(二時間以内)	三、八七〇	
94	ミドルレンジCAD	一時間	七九〇	
95	ガスクロマトグラフ質量分析装置	"	二、二七〇	
	三 加熱炉			
1	電気炉(一五キロワット未満)	一時間	二、〇〇〇	
2	電気炉(一五キロワット以上)	"	三、二一〇	
3	高周波溶解炉	"	九、九九〇	
4	ホットプレス	一回(四時間以内)	二、三、六七〇	
	四 試験室			
1	無響室	一時間	五九〇	
2	シールドルーム	"	六〇〇	
3	残響室	"	五九〇	
	五 技術者等を一定期間受け入れて利用させる設備	一月	二九、四七〇	
	一 測定機械			
1	測色色差計	一時間	四七〇	
2	上皿直示天秤	"	三二〇	
3	レーザー変位計	"	六二〇	
4	赤外線映像装置	一回(二時間以内)	三、二六〇	
5	赤外分光分析装置	一時間	六七〇	
6	電子顕微鏡	"	七八〇	
7	周波計(スペクトラムアナライザー)	"	四八〇	
8	電動式検尺機	"	三七〇	
9	音響試験機	"	五七〇	
10	ガスクロマトグラフ	"	一、三〇〇	
11	原子吸光度計	"	六八〇	
12	ガスクロマトグラフ質量分析計	"	一、八六〇	
13	核磁気共鳴吸収装置	"	三、七〇〇	

14	電磁膜厚計	〃	九七〇
15	硬度計	〃	一、四一〇
16	粘弾性試験機	〃	一、四一〇
17	熱分析装置	〃	一、一九〇
18	X線分析顕微鏡	〃	一、六三〇
19	測圧機	〃	一、一六〇
20	パルスNMR装置	〃	一、五八〇
21	キュラストメータ	〃	一、七三〇
22	画像測定機	〃	七四〇
23	投影機	〃	七一〇
24	メルトインデクサー	〃	一、八〇〇
25	電源シミュレーター	〃	五二〇
26	動的評価システム	〃	一、三八〇
27	万能座標測定機	〃	五、〇八〇
28	自記分光光度計	〃	七六〇
29	グラフト重合装置	〃	九六〇
30	表面粗さ計	〃	七八〇
31	蛍光X線分析装置	〃	二、二三〇
32	炭素・硫黄分析装置	〃	一、九七〇
33	ホルムアルデヒド測定器	〃	六九〇
34	X線回析装置	〃	一、二七〇
35	ヘンセルミキサ―	〃	九四〇
36	表面積測定装置	〃	二、〇四〇
37	非接触レーザ―式形状測定装置	一回(二時間以内)	二、七〇〇
38	二酸化炭素分析計	一時間	一、一三〇
二 試験機械			
1	フェードメータ―	一時間	五七〇
2	低温恒湿器	〃	四四〇
3	恒温乾燥機	〃	四〇〇
4	温度環境試験機	〃	一、七五〇
5	圧縮試験機	一回(二時間以内)	四八〇
6	アイゾット衝撃試験機	一時間	三〇〇
7	シャルピー衝撃試験機	〃	三〇〇
8	デュポン衝撃試験機	〃	三二〇
9	床材滑り試験機	〃	三〇〇



42	高速液体クロマトグラフ 分析装置	〃	一、 四七〇
41	高速液体クロマトグラフ質量	〃	二、 二四〇
40	疲労試験機	〃	一、 八五〇
39	ノイズ試験機	〃	四一〇
38	静電気試験機	〃	三九〇
37	印刷機	〃	六二〇
36	試験用真空ばり装置	一時間	二、 四二〇
35	摩擦磨耗試験機	一回（八時間以内）	一、 九二〇
34	建材燃焼試験機	〃	一、 〇〇〇
33	試験用プレス（電熱・蒸気加 熱式）	〃	七六〇
32	ロール混練試験機	〃	七〇〇
31	二軸混練装置	〃	一、 五五〇
30	低温プラズマ装置	〃	四七〇
29	プレス	〃	五一〇
28	可縫性試験機	〃	五二〇
27	洗濯試験機	〃	五二〇
26	耐水度試験装置	〃	三七〇
25	自動糸強力試験機	〃	五八〇
24	糸布万能引張圧縮試験機	〃	六一〇
23	置 K E S精密迅速熱物性測定装 置	〃	四五〇
22	K E S表面試験機	〃	七一〇
21	K E S引張せん断測定機	〃	五五〇
20	K E S純曲げ試験機	〃	四九〇
19	K E S圧縮試験機	〃	五〇〇
18	イオンプレーティング装置	一時間	一、 五二〇
17	振動試験機	一回（四時間以内）	二、 六〇〇
16	高分子複合化試験機	〃	一、 四二〇
15	マイクロ波曲面成形装置	〃	一、 五一〇
14	塩乾湿複合サイクル試験機	〃	六〇〇
13	万能引張圧縮試験機	〃	九九〇
12	恒温恒湿器	〃	一、 六〇〇
11	木材万能試験機	〃	九七〇
10	高温恒温水槽	〃	三八〇

	43	オゾン発生装置	〃	一、〇二〇
	44	高圧反応分解装置	〃	一、一九〇
	45	射出成形機	〃	一、九七〇
	46	燃焼試験機	〃	九〇〇
	47	マイクロスコープ	〃	一、三一〇
	48	染色堅ろう度試験機	〃	六七〇
	49	デジタル引裂試験機	〃	七八〇
	50	屈曲疲労試験機	〃	一、二九〇
	51	毛羽カウンター	〃	七三〇
	52	全自動検撚機	〃	七三〇
	53	低抵抗率計	〃	九九〇
	54	血流計	〃	一、〇一〇
	55	超促進耐候試験機	〃	一、六四〇
	三	染色整理機械		
		高温高圧染色機	一時間	一、六三〇
	四	紡織関係機械		
	1	整経機	一時間	三七〇
	2	ねん糸機	〃	三六〇
	3	糸布表面処理装置	〃	一、九一〇
	五	工作機械及び溶接機械		
	1	普通旋盤	一時間	九九〇
	2	フライス盤	〃	一、〇八〇
	3	ボール盤	〃	五七〇
	4	帯のこ盤	〃	二、二二〇
	5	平面研削盤	〃	一、二一〇
	6	精密高速切断機	〃	一、六二〇
	7	固体レーザー加工機	〃	三、九九〇
	8	ワイヤカット放電加工機	〃	二、七六〇
	9	ウォータージェット加工機	〃	四、二〇〇
	10	マシニングセンター（高速高精度）	〃	三、二八〇
	六	加熱炉	一回（八時間以内）	二、〇〇〇
	七	試験室		
	1	シールドルーム	一時間	六〇〇
	2	恒温恒湿室	一回（二時間以内）	一、九七〇
八		技術者等を一定期間受け入れて	一月	二九、四七〇



四 林業技術センターの設備を九時から一七時までの時間以外の時間に使用する場合は、その使用する時間一時間までごとに、一時間の使用料の額に五分の三を乗じて得た額を加算するものとする。この場合において、乗じて得た額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

二 手数料

センターの名称	種別	単位	金額	備考
保健環境センター	一 ウイルス検査	一種	三二、五七〇 円	
	1 ウイルス分離			
	2 ウイルス同定	〃	一四、一一〇	
	二 無菌試験	一件	一〇、一四〇	
	三 食品衛生試験検査	一種	一、五二〇	
	1 細菌学的検査			
	(一) 一般細菌検査			
	(二) 特殊細菌検査	〃	四、一二〇	
	2 食品の大腸菌群検査	一件	一、九八〇	
	(一) 定性検査	〃	四、四三〇	
(二) 定量検査				
3 土壌又は野菜の寄生虫及び寄生虫卵の検査	〃	一、〇一〇		
4 血清学的検査	一種	二、〇八〇		
(一) 内種鑑別試験	一件	一、八八〇		
(二) その他の検査				
5 その他の試験検査	一成分	五〇〇		
(一) 定性分析				
(1) 簡易なもの	〃	一、五八〇		
(2) 比較的簡易なもの	〃	二、四九〇		
(3) 複雑なもの	〃	二、四九〇		

(4) 非常に複雑なもの	〃	四、四三〇	各種クロマトグラフによる分離その他これに類する方法による前処理を必要とするもの
(二) 定量分析			
(1) 簡易なもの	〃	八六〇	前処理を必要としないもの
(2) 比較的簡易なもの	〃	二、五四〇	水蒸気蒸留その他これに類する方法による前処理を必要とするもの
(3) 複雑なもの	〃	三、四一〇	溶媒抽出その他これに類する方法による前処理を必要とするもの
(4) 非常に複雑なもの	〃	八、六一〇	各種クロマトグラフによる分離その他これに類する方法による前処理を必要とするもの
<p>四 医薬品、医薬部外品、化粧品、毒物、劇物その他の化学製品及びこれらの原料並びに医療用具の試験検査</p> <p>1 効力試験その他これに類する試験</p> <p>2 その他の試験検査</p>	一件	一〇、七〇〇	
(一) 定性分析			
(1) 簡易なもの	一成分	五〇〇	前処理を必要

(2) 比較的簡易なもの	〃	一、五八〇	としないもの 水蒸気蒸留その 他これに類す る方法によ る前処理を必 要とするもの 溶媒抽出その 他これに類す る方法による 前処理を必要 とするもの	
(3) 複雑なもの	〃	二、四九〇	溶媒抽出その 他これに類す る方法による 前処理を必要 とするもの	
(4) 非常に複雑なもの	〃	四、四三〇	各種クロマト グラフによる 分離その他こ れに類する方 法による前処 理を必要とす るもの	
(二) 定量分析	(1) 簡易なもの	〃	八六〇	前処理を必要 としないもの
	(2) 比較的簡易なもの	〃	二、五四〇	水蒸気蒸留そ の他これに類 する方法によ る前処理を必 要とするもの 溶媒抽出その 他これに類す る方法による 前処理を必要 とするもの
	(3) 複雑なもの	〃	三、四一〇	溶媒抽出その 他これに類す る方法による 前処理を必要 とするもの
(4) 非常に複雑なもの	〃	八、六一〇	各種クロマト グラフによる 分離その他こ れに類する方 法による前処	

<p>五 ポリ塩化ビフェニール及びポリ塩化トリフェニールに係る定量分析試験</p>	<p>1 簡易なもの 一成分</p>	<p>四六、八九〇</p>	<p>理を必要とするもの</p>
<p>2 複雑なもの</p>	<p>〃</p>	<p>七四、八二〇</p>	<p>アルカリ分解法によるもの アルカリ分解法と十塩化ビフェニール法との併用によるもの</p>
<p>3 非常に複雑なもの</p>	<p>〃</p>	<p>一一七、三八〇</p>	<p>完全分離法によるもの</p>
<p>六 温泉試験検査</p>	<p>1 ラドン測定 一件</p>	<p>七、〇八〇</p>	
<p>2 その他の試験検査</p>	<p>(一) 中分析 〃</p>	<p>五四、一八〇</p>	
<p>(二) 定量分析</p>	<p>(1) 簡易なもの 一成分</p>	<p>一、九三〇</p>	<p>前処理を必要としないもの</p>
<p>(2) 複雑なもの</p>	<p>〃</p>	<p>四、七九〇</p>	<p>溶媒抽出その他これに類する方法による前処理を必要とするもの</p>
<p>七 環境衛生試験</p>	<p>1 空気の試験検査</p>		
<p>(一) 細菌検査</p>	<p>(1) 一般細菌検査 一種</p>	<p>一、五二〇</p>	
<p>(2) 特殊細菌検査</p>	<p>〃</p>	<p>四、一二〇</p>	
<p>(二) 気温、気湿、気圧、風向、風速等の測定</p>	<p>一測定点</p>	<p>六六〇</p>	
<p>(三) 定性分析</p>	<p>(1) 簡易なもの 一成分</p>	<p>六六〇</p>	<p>前処理を必要としないもの</p>

(2) 比較的簡易なもの	〃	一、四二〇	水蒸気蒸留その他これに類する方法による前処理を必要とするもの
(3) 複雑なもの	〃	二、一四〇	溶媒抽出その他これに類する方法による前処理を必要とするもの
(4) 非常に複雑なもの	〃	四、四八〇	各種クロマトグラフによる分離その他これに類する方法による前処理を必要とするもの
(四) 定量分析			
(1) 簡易なもの	〃	八一〇	前処理を必要としないもの
(2) 比較的簡易なもの	〃	二、八五〇	水蒸気蒸留その他これに類する方法による前処理を必要とするもの
(3) 複雑なもの	〃	五、五〇〇	溶媒抽出その他これに類する方法による前処理を必要とするもの
(4) 非常に複雑なもの	〃	一〇、三九〇	各種クロマトグラフによる分離その他これに類する方法による前処理を必要とするもの



	2	水質試験検査	るもの
	(一)	飲料適否試験	
	(1)	化学的試験	一件
	(2)	一般細菌数検査・大腸菌群定性検査(特定基質酵素培地法によるもの)	二、二九〇
	(3)	一般細菌数検査・大腸菌群定性検査(2)以外の検査方法によるもの)	二、五九〇

(2) 定量分析	ア 簡易なもの	"	九一〇	るもの
イ 比較的簡易なもの	一、九三〇	前処理を必要 としないもの 水蒸気蒸留その 他これに類 する方法によ る前処理を必 要とするもの		
ウ 複雑なもの	"	四、七九〇	溶媒抽出その 他これに類す る方法による 前処理を必要 とするもの	
エ 非常に複雑なもの	"	六、九八〇	各種クロマト グラフによる 分離その他こ れに類する方 法による前処 理を必要とす るもの	
3 騒音及び振動の測定	(一) レベル測定	一 測定点	八六〇	
(二) 周波数分析	"	一、八八〇		
4 放射能の測定	(一) 簡易なもの	一件	二、七五〇	グロスβ線測 定
(二) 複雑なもの	"	五、五〇〇	グロスβ線測 定(カリウム 補正)	
5 その他の試験検査	(一) 定性分析			
(1) 簡易なもの	一 成分	五〇〇	前処理を必要 としないもの 水蒸気蒸留そ の他これに類	
(2) 比較的簡易なもの	"	一、〇七〇		

八  
ダイオキシン類等の極微

- (4) 非常に複雑なもの
- (3) 複雑なもの
- (2) 比較的簡易なもの
- (1) 簡易なもの
- (二) 定量分析
- (4) 非常に複雑なもの
- (3) 複雑なもの

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

六、九八〇  
四、七九〇  
一、九三〇  
九一〇  
三、七七〇  
二、〇三〇

各種クロマトグラフによる分離その他これに類する方法による前処理を必要とするもの  
各種クロマトグラフによる分離その他これに類する方法による前処理を必要とするもの  
溶媒抽出その他これに類する方法による前処理を必要とするもの  
水蒸気蒸留その他これに類する方法による前処理を必要とするもの  
前処理を必要とするもの  
前処理を必要とするもの  
各種クロマトグラフによる分離その他これに類する方法による前処理を必要とするもの  
溶媒抽出その他これに類する方法による前処理を必要とするもの  
前処理を必要とするもの

量物質に係る定量分析試験 ダイオキシン類測定	一件	五六九、〇〇〇	高分解能ガス クロマトグラ フ質量分析計 により測定す るもの
九 狂犬病その他人畜共通疾 病の検査		実費を基準とし て知事が定める 額	
十 動物実験		実費を基準とし て知事が定める 額	
十一 その他の試験検査		当該試験検査に 該当する健康保 険法（大正十一 年法律第七十号 ）第七十六条第 二項の規定によ り厚生労働大臣 が定めるところ により定める算 定方法により算 定した額の百分 の八十に相当す る額に百分の百 五を乗じて得た 額（その額に一 〇円未満の端数 がある場合は、 その端数を切り 捨てた額） 試験検査手数料 の額を基準とし て知事が定める 額	
十二 鑑定、調査及び研究			

食品工業 技術セン ター	<p>十三 証明書、診断書及び鑑 定書</p> <p>1 証明書 2 診断書 3 鑑定書</p>	<p>一件 一枚 一件</p>	<p>七三〇 七三〇 七三〇</p>	
	<p>一 試験及び測定</p> <p>1 食品添加物試験</p> <p>(一) 手数を要することの 少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要することの 特に多いもの</p> <p>2 粘弾性特性</p> <p>3 特殊試験</p> <p>(一) 防ばい、貯蔵、吸湿、 保存等</p> <p>(二) 酵素</p> <p>(三) 微生物</p> <p>(1) 手数を要すること の少ないもの</p> <p>(2) 手数を要するもの</p> <p>4 エネルギー分散型X線 分析装置によるもの</p> <p>二 分析</p> <p>1 一般定性分析</p>	<p>一成分 " " 一試料 一項目</p>	<p>八、一六〇 一四、〇九〇 二五、八七〇 五、四五〇 七、六四〇 一六、八〇〇 六、三〇〇 一三、一〇〇 八、〇三〇</p>	<p>一試料につき 所要時間一月 までごとに</p> <p>1 他の種別 に掲げる分 析以外の分 析</p> <p>2 一試料に つき</p> <p>3 二成分以 上の分析依 頼があった 場合で一回</p>

<p>の分析操作で分析ができる成分については、これらの成分を一成分として手数料を計算する。</p>	<p>一、六七〇</p>	<p>一成分</p>	<p>(一) 手数料を要することの少ないもの</p>
	<p>二、二八〇</p>	<p>〃</p>	<p>(二) 手数料を要するもの</p>
<p>1 一試料につき 2 試料の前処理を必要とする場合は、二、八五〇円を加算した額とする。</p>	<p>三、二八〇</p>	<p>〃</p>	<p>(三) 手数料を要することの特によりもの</p>
<p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一成分の分析操作の結果から計算により算出できる成分については、二成分目から一成分ごとに二四〇円</p>	<p>2 一般定量分析</p>		

(ト) ガスクロマトグラフ	"	八、五七〇	<p>を加算する。</p> <p>1 一試料につき</p> <p>2 試料の前処理を必要とする場合は、二、〇五〇円を加算した額とする(ト)の分析を除く。</p> <p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で成分の分析操作の結果から計算により算出できる成分については、二成分目から一成分ごとに六一〇円を加算する(九)の分析を除く。</p>
<p>(一) 手数を要することの特 に少ないもの</p> <p>(二) 手数を要することの 少ないもの</p> <p>(三) 手数を要するもの</p> <p>(四) 手数を要することの 特 に多いもの</p> <p>3 特殊定性分析及び特殊 定量分析</p>	" " " "	二、六五〇 三、九六〇 六、一三〇 八、〇六〇	

			によるもの	
			(二) ガスクロマトグラフ 質量分析計によるもの	二二、四八〇
			(三) 液体クロマトグラフ によるもの	一五、九二〇
			(四) アミノ酸自動分析計 によるもの	二三、八〇〇
			(五) 赤外分光光度計によ るもの	五、六七〇
			(六) 光電子分光光度計に よるもの	一二、六五〇
			(七) 原子吸光分光光度計 によるもの	五、五六〇
			(八) 炭素水素元素分析装 置によるもの	六、五四〇
			(九) X線装置によるもの	七、一九〇
			(1) 回折及び定性分析	一試料につき 二分光結晶以 上使用する場 合は、二分光 結晶目から一 分光結晶ごと に二、四五〇 円を加算する。
	(2) 定量分析	一成分		六、四七〇 一試料につき 二成分以上分 析する場合は、 二成分目から 一成分ごとに 一、四三〇円 を加算する。
	(十) X線マイクロアナ ライザーによるもの	一測定点		九、九六〇 ポラロイド写 真を必要とす る場合は、写 真一枚につき 三二〇円を加



(㉔) X線光電子分光分析によるもの	"	八、七七〇	算する。 試料の前処理を必要とする場合は、九、八六〇円を加算した額とする。
(㉓) 高周波プラズマ発光分析によるもの	一成分	五、八〇〇	
(㉒) 炎光度計によるもの	"	八、九六〇	
(㉑) 核磁気共鳴吸収装置によるもの	"	一七、七九〇	1 他の種別に掲げる測定以外の測定
4 測定			
			2 一試料につき。ただし、日本工業規格に複数の試料の平均値を測定値と規定している場合は、同規格に規定する試料の数をもって一試料とする。
			3 印画紙に記録する場合は、一、〇四〇円を加算した額とする。

<p>4 試料の作成を必要とする場合は、四、九〇〇円を加算した額とする。</p> <p>5 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四九〇円を加算する。</p>	
<p>一、六七〇</p> <p>二、七七〇</p> <p>六、二四〇</p> <p>一、八八〇</p> <p>四、四二〇</p> <p>五、〇三〇</p> <p>一、八六〇</p> <p>四、五四〇</p> <p>七、三二〇</p>	<p>一項目</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>一試料</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>一成分</p> <p>”</p> <p>”</p>
<p>(一) 手数料を要することの少ないもの</p> <p>(二) 手数料を要するもの</p> <p>(三) 手数料を要することの特に多いもの</p> <p>5 工業用水及び工場排水試験</p> <p>(一) 化学的酸素要求量</p> <p>(二) 生物化学的酸素要求量</p> <p>(1) 手数料を要することの少ないもの</p> <p>(2) 手数料を要するもの</p> <p>(三) 用水及び排水中の成分</p> <p>(1) 手数料を要することの少ないもの</p> <p>(2) 手数料を要するもの</p> <p>(3) 手数料を要すること</p>	

				の特に多いもの 温度、外観、臭気、 濁度等
				(1) 手数を要すること の特に少ないもの
				(2) 手数を要すること の少ないもの
				(3) 手数を要すること
				三 鑑定
				1 官能によるもの
				2 機器によるもの
				(一) 手数を要することの 少ないもの
				(二) 手数を要するもの
				(三) 手数を要することの 特に多いもの
				四 設計及び製図
				1 機械、工具等の設計
				2 製図
				五 成績書及びその証明書
				1 和文
				2 英文
				六 複写及び写真
				1 電子式複写機による複 写
				2 写真
				(一) 電子顕微鏡写真
				(1) 蒸着を必要とする もの
				(2) 蒸着を必要としな もの
				一項目
				一枚
				一部
				一部
				一枚
				四、〇二〇
				四、〇二〇
				四、〇二〇
				四〇〇
				八九〇
				二一〇
				二、〇六〇
				二、一八〇
				三、〇〇〇
				七、六五〇
				所要時間及び原 材料の時価等を 勘案して知事が 定める額
				所要時間一時 間までごとに
				所要時間一時 間までごとに
				日本工業規格 B列五、A列 四及びB列四 の大きさのも の
				撮影箇所一箇 所ごとに
				六、四六〇
				八、三五〇

	西部工業 技術セン ター		八	一 試験及び測定 1 材料試験 (一) 引張り、曲げ、圧縮、 抗折又はせん断  (二) 弾性率 (三) 衝撃 (1) 常温で行う場合 (2) 温度指定で行う場 合 (3) 極低温で行う場合 (四) 硬さ (五) 磨耗 (六) 非破壊 (1) 超音波探傷装置に よるもの									
	七		七 試作  七 試作								一枚 一枚	三、八三〇 四、一六〇 九九〇	耐力を測定す る場合は、六 一〇円を加算 した額とする。
	八 その他の試験等		一件 一枚								所要時間及び原 材料の時価等を 勘案して知事が 定める額  所要時間及び原 材料の時価等を 勘案して知事が 定める額	三、八三〇 四、一六〇 九九〇	所要時間が一 時間を超える 場合は、その 一時間を超え る三〇分まで ごとに一、五 三〇円を加算

(2) 磁粉探傷装置によるもの	"	二、五九〇	所要時間が三〇分を超える場合は、その三〇分を超える三〇分までごとに一、八四〇円を加算する。
(3) X線装置によるものの	"	四、〇〇〇	撮影したフィルム一枚につき
(七) 金属組織 (1) 光学顕微鏡によるもの (2) エネルギー分散型X線分析装置によるもの	"	一、八八〇	ポラロイド写真を必要とする場合は、写真一枚につき三二〇円を加算する。
(八) 疲労	"	二九、九五〇	所要時間が一時間を超える場合は、その一時間を超える一時間までごとに六一〇円を加算する。
2 機械器具等の試験 (一) 工作機械の精度	一時間	六、一七〇	所要時間が一時間を超える場合は、その一時間を超える三〇分までごとに三、〇九〇円を加算

(一) 燃料	(二) 高温度計補正	一試料	六、六五〇	一試料につき 二項目以上の 依頼があった 場合で試験結 果から計算に より算出でき る項目につい ては、二項目 目から一項目 ごとに四二〇 円を加算する。
	(三) その他器具の性能又は強度			
	(1) 手数を要することの特に少ないもの	一件	二、〇六〇	
	(2) 手数を要することの少ないもの	〃	三、一七〇	
	(3) 手数を要するもの	〃	六、〇一〇	
	(4) 手数を要することの特に多いもの	〃	八、二六〇	
	3 ひずみ測定			
	(一) 動ひずみ計又は静ひずみ計によるもの	一測定点	三、一〇〇	
	(二) X線応力測定装置によるもの	〃	七、二八〇	
	4 騒音及び振動測定			
	(一) レベル測定	〃	九六〇	
	(二) 周波数分析	〃	一、八八〇	
(三) 振動試験	一件	五、七三〇		
5 熱分析				
示差熱分析装置、熱天秤又は熱膨張測定装置によるもの	一試料	六、一二〇		
6 化学試験				

する。

	(1) 石油類の反応	〃	一、八三〇
	(2) 水分、灰分、揮発分、残留炭素、腐食又はスラッジ分	〃	二、四九〇
	(3) 安定度又は抗乳化度	〃	四、七三〇
	(4) 硫黄分	〃	五、二五〇
	のポンプ法によるもの	〃	
	(5) 総発熱量	〃	
	ア 石炭	〃	二、一四〇
	イ 石油製品	〃	七、六四〇
	(二) 塗料規格		
	(1) 乾燥時間、耐屈折性又は比重	〃	二、二五〇
	(2) 溶剤不溶物又は加熱減量	〃	四、三四〇
	(3) よう素価、無水フタル酸、脂肪酸又は溶剤不溶物中の成分	〃	五、二五〇
	(三) 油脂類		
	(1) 酸価、けん化価、アルカリ価、遊離アルカリきよう雑物、水不溶性分又は石鹼の水分	〃	四、二九〇
	(2) 不けん化物、総脂肪質又は中性脂肪	〃	七、〇六〇
	(四) 大気汚染源測定		
	(1) 浮遊粉じん量	一測定点	一〇、〇八〇
	(2) ガス		
	ア 手数を要するもの少ないもの	一成分	二、九八〇
	イ 手数を要するもの	〃	五、九四〇
	ウ 手数を要するもの	〃	一三、〇七〇

7 腐食耐候性試験 との特に多いもの	(一) 暴露	一件	三、一〇〇	試験片の調整を要するものは、一枚につき九六〇円を加算する。
	(二) 浸し	〃	三、八八〇	1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一、四六〇円を加算する。
	(三) 塩水噴霧試験	〃	四、二五〇	2 一件につき二試験以上試験する場合は、二試料目から一試料ごとに七三〇円を加算する。 1 試験期間が一日を超える。



	<p>(2) 環境試験装置によるもの</p>	"	二、四〇〇	<p>試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一〇、八三〇円を加算する。</p>
	<p>(1) 恒温恒湿器によるもの</p>	"	三、二二〇	<p>試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一、四五〇円を加算する。</p>
	<p>(四) 恒温恒湿</p>			<p>える場合は、その一日を超える一日までごとに二、四七〇円を加算する。</p> <p>2 一件につき二試料以上試験する場合は、二試料目から一試料ごとに九二〇円を加算する。</p>
	<p>(五) 促進耐候性試験 紫外線</p>	"	五、一〇〇	<p>試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに</p>

8 めっき、塗膜等の被膜試験	三、九〇〇円 を加算する。
(一) 膜厚測定	一測定点ごとに
(1) マイクロメータ、 電磁式厚さ計等によるもの	一、九七〇
(2) 電解式厚さ計によるもの	三、四四〇
(3) 顕微鏡法によるもの	1 一測定点ごとに 2 一試料につき二層以上試験する場合は、二層目から一層ごとに三二〇円を加算する。 一試料につき二層以上試験する場合は、二層目から一層ごとに三〇円を加算する。
(二) 付着量及び均一性	四、一八〇
(三) その他被膜試験	二、二三〇
(1) 手数を要することの少ないもの	三、六六〇
(2) 手数を要することの特に多いもの	六、二五〇
(四) めっき液等の試験	二、四六〇
(1) 手数を要することの少ないもの	三、五〇〇
(2) 手数を要するもの	三、五〇〇

<p>(3) 手数を要することの特にも多いもの</p> <p>9 高分子材料試験</p> <p>(一) 機械的試験</p>	<p>〃</p>	<p>六、一八〇</p>	<p>1 試料数は、日本工業規格その他の定めるところによる。</p> <p>2 試料の作成を必要とする場合は、一試料ごとに二、一七〇円を加算する。</p> <p>伸びを測定する場合は、九四〇円を加算した額とする。</p>
<p>(1) 引張り、曲げ、圧縮、せん断又は引裂</p>	<p>〃</p>	<p>二、六五〇</p>	<p>曲げ試験の結果から計算により算出する場合は、六五〇円とする。</p>
<p>ア 室温で行う場合</p> <p>イ 温度指定で行う場合</p>	<p>〃</p>	<p>二、八四〇</p>	<p>曲げ試験の結果から計算により算出する場合は、六五〇円とする。</p>
<p>(2) 弾性率</p>	<p>〃</p>	<p>三、二九〇</p>	<p>曲げ試験の結果から計算により算出する場合は、六五〇円とする。</p>
<p>(3) 衝撃</p> <p>ア 衝撃試験機によるもの</p> <p>イ 計装化衝撃試験機によるもの</p>	<p>〃</p>	<p>九六〇</p>	<p>1 試料数は、日本工業規格その他の定めるところによる。</p> <p>2 試料の作成を必要とする場合は、一試料ごとに二、一七〇円を加算する。</p> <p>伸びを測定する場合は、九四〇円を加算した額とする。</p>
<p>(4) 硬さ</p>	<p>一試料</p>	<p>六九〇</p>	<p>曲げ試験の結果から計算により算出する場合は、六五〇円とする。</p>
<p>(5) 磨耗</p>	<p>一件</p>	<p>四、二二〇</p>	<p>曲げ試験の結果から計算により算出する場合は、六五〇円とする。</p>

	(6) 疲労	”	一、五七〇	所要期間一日 までごとに
	(7) 冷熱衝撃試験	一時間	二、三三〇	
	(8) 動的粘弾性試験	”	一〇、八二〇	
	(二) 熱的試験			
	(1) 温度条件	”	七三〇	
	ア 高温	”	一、一六〇	
	イ 低温	”	二、三八〇	
	(2) 熱変形、ぜい化、 耐熱、加熱減量又は 流動性	一件		1 試料数は、 日本工業規 格その他の 定めるところ による。 2 試料の作 成を必要と する場合は、 一試料ごと に二、八三 〇円を加算 した額とす る。
10 窯業試験	(一) 焼成	一試料	三、七三〇	
	(二) 圧縮、曲げ又は引張 り	”	一、七八〇	
	(三) と石衝撃試験	”	一、九一〇	
	(四) 磨耗試験	”	三、七一〇	
	(五) 凍結融解試験	”	一三、三六〇	
	二 加工			
	1 機械加工			
	(一) 溶接試験片加工			
もの	(1) ローラ曲げによる	一枚	四五〇	二枚以上加工 する場合は、 二枚目から一 枚ごとに一三 〇円を加算す

<p>2 一般定量分析</p>	<p>(一) 手数を要することの少ないもの (二) 手数を要するもの (三) 手数を要することの特に多いもの</p>	<p>一成分 " "</p>	<p>一、六七〇 二、二八〇 三、二八〇</p>	<p>1 一試料につき</p>
<p>1 一般定性分析</p>	<p>(一) 焼きなまし (二) 焼き入れ (三) 焼きもどし</p>	<p>一回 " "</p>	<p>五、三〇〇 七、八七〇 三、六四〇</p>	<p>1 他の種別に掲げる分析以外の分析 2 一試料につき 3 二成分以上の分析依頼があった場合で一回の分析操作で分析ができる成分については、これらの成分を一成分として手数を計算する。</p>
<p>2 熱処理</p>	<p>(二) 手仕上げによるもの (三) 旋盤、ボール盤、削盤、帯のこ盤又はフライス盤</p>	<p>一時間 "</p>	<p>四、〇二〇 四、四〇〇</p>	<p>る。</p>
<p>三 分析</p>	<p>三 分析</p>	<p>三 分析</p>	<p>三 分析</p>	<p>三 分析</p>

<p>2 試料の前 処理を必要 とする場合 は、二、八 五〇円を加 算した額と する。</p> <p>3 二成分以 上の分析依 頼があつた 場合で一成 分の分析操 作の結果か ら計算によ り算出でき る成分につ いては、二 成分目から 一成分ごと に二四〇円 を加算する。</p>	<p>二、六五〇</p> <p>三、九六〇</p> <p>六、一三〇</p> <p>八、〇六〇</p>	<p>3 特殊定性分析及び特殊 定量分析</p> <p>(一) 手数を要することの 特に少ないもの</p> <p>(二) 手数を要することの 少ないもの</p> <p>(三) 手数を要するもの</p> <p>(四) 手数を要することの 特に多いもの</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
--	---	--	-------------------------------------

- (一) ガスクロマトグラフによるもの
- (二) ガスクロマトグラフ質量分析計によるもの
- (三) 液体クロマトグラフによるもの
- (四) アミノ酸自動分析計によるもの
- (五) 赤外分光光度計によるもの
- (六) 光電子分光光度計によるもの
- (七) 原子吸光分光光度計によるもの
- (八) 炭素水素元素分析装置によるもの
- (九) X線装置によるもの

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

八、五七〇  
 一三三、四八〇  
 一五、九二〇  
 二二三、八〇〇  
 五、六七〇  
 一二、六五〇  
 五、五六〇  
 六、五四〇

する(七)の分析を除く。  
 )。  
 3 二成分以上の分析依頼があった場合で成分の分析操作の結果から計算により算出できる成分については、二成分目から一成分ごとに六一〇円を加算する(九)の分析を除く。)

	(1) 回折及び定性分析	一試料	七、一九〇	一試料につき二分光結晶以上使用する場合は、二分光結晶目から一分光結晶ごとに二、四五〇円を加算する。
	(2) 定量分析	一成分	六、四七〇	一試料につき二成分以上分析する場合は、二成分目から一成分ごとに一、四三〇円を加算する。
	(十) X線マイクロアナライザーによるもの	一測定点	九、九六〇	ポラロイド写真を必要とする場合は、写真一枚につき三二〇円を加算する。
	(九) X線光電子分光分析によるもの	〃	八、七七〇	試料の前処理を必要とする場合は、九、八六〇円を加算した額とする。
	(八) 高周波プラズマ発光分析によるもの	一成分	五、八〇〇	
	(七) 炎光光度計によるもの	〃	八、九六〇	
	(六) 核磁気共鳴吸収装置によるもの	〃	一七、七九〇	
4 測定				1 他の種別に掲げる測定以外の測定



---

---

---

---

---

定

2 一試料につき。ただし、日本工業規格に複数の試料の平均値を測定値と規定している場合は、同規格に規定する試料の数をもつて一試料とする。

3 印画紙に記録する場合は、一、〇四〇円を加算した額とする。

4 試料の作成を必要とする場合は、四、九〇〇円を加算した額とする。

5 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四九〇円を加算す

---

	(一) 手順を要することの少ないもの	一項目	一、六七〇	
	(二) 手順を要するもの	〃	二、七七〇	
	(三) 手順を要することの特に多いもの	〃	六、二四〇	
	5 工業用水及び工場排水試験			
	(一) 化学的酸素要求量	一試料	一、八八〇	
	(二) 生物化学的酸素要求量			
	(1) 手順を要することの少ないもの	〃	四、四二〇	
	(2) 手順を要するもの	〃	五、〇三〇	
	(三) 用水及び排水中の成分			
	(1) 手順を要することの少ないもの	一成分	一、八六〇	
	(2) 手順を要するもの	〃	四、五四〇	
	(3) 手順を要することの特に多いもの	〃	七、三二〇	
	(四) 温度、外観、臭気、濁度等			
	(1) 手順を要することの特に少ないもの	一項目	五八〇	
	(2) 手順を要することの少ないもの	〃	一、〇一〇	
	(3) 手順を要するもの	〃	二、〇六〇	
	四 鑑定			
	1 官能によるもの	一試料	二、一八〇	
	2 機器によるもの			
	(一) 手順を要することの少ないもの	〃	三、〇〇〇	
	(二) 手順を要するもの	〃	七、六五〇	
	(三) 手順を要することの特に多いもの	〃	所要時間及び原材料の時価等を	
				一試料につき
				る。



一〇円を加算した額とする。	一、八九〇 五、七八〇	一三、六七〇 九六〇	(二) 衝撃 (1) 常温で行う場合 (2) 温度指定で行う場合 (三) 硬さ (3) 極低温で行う場合	" "	" "
1 測定箇所三箇所までごとに 2 硬さ基準を測定する場合は、一、四九〇円を加算した額とする。	二、五九〇	"	(四) 非破壊 (1) 磁粉探傷装置によるもの	"	るもの
撮影したフィルム一枚につき 四〇円を加算する。	四、〇〇〇	"	(2) X線装置によるもの	"	の
一、八八〇 九九〇	"	(五) 金属組織 (六) 磨耗	"	2 機械器具の性能又は強度試験	度試験
二、〇六〇	一件	(一) 手数を要することの特に少ないもの	"	(二) 手数を要することの少ないもの	"
三、一七〇	"	"	"	"	"

(三) 手数を要するもの (四) 手数を要することの 特に多いもの	"	六、〇一〇 八、二六〇	
3 騒音及び振動測定	一測定点	九六〇	
(一) レベル測定	"	一、八八〇	
(二) 周波数分析	"	五、七三〇	
(三) 振動試験	一件	三、九三〇	
4 鑄物砂試験 熱膨張	"	三、九三〇	
5 物理特性試験（木材関 係）	"	九、七七〇	1 一〇試片 まのごとに
(一) 収縮率	"	九、七七〇	2 試料が素 材の場合は、 四、一四〇 円を加算し た額とする。
(二) 吸水率	"	一三、三三〇	1 一〇試片 まのごとに
(三) 吸湿率	"	二七、三七〇	2 試料が素 材の場合は、 八、一一〇 円を加算し た額とする。
6 機械性状試験（木材関 係）	"	七、一八〇	1 一〇試片 まのごとに
(一) 圧縮、引張り、曲 げ、せん断又は割裂	"	七、一八〇	2 試料が素 材の場合は、 八、一一〇 円を加算し た額とする。

(二) 衝撃曲げ	〃	七、一九〇	<p>2 試料が素材の場合は、五、〇六〇円を加算した額とする。</p> <p>1 一〇試片までごとに</p>
(三) 硬さ又はくぎ引き抜き抵抗	〃	九、〇七〇	<p>一〇試片までごとに</p>
7 接着性状試験	〃	五、四五〇	<p>1 一〇試片までごとに</p> <p>2 試料の作成を必要とする場合は、七、八一〇円を加算した額とする。</p>
(二) 耐水接着力又は耐温冷水接着力	〃	六、九三〇	<p>1 一〇試片までごとに</p> <p>2 試料の作成を必要とする場合は、七、八一〇円を加算した額とする。</p>
(三) 耐煮沸接着力	〃	六、八五〇	<p>1 一〇試片までごとに</p> <p>2 試料の作成を必要とする場合は、</p>

8 製品試験	(四) 面引張り接着力	〃	七、一七〇	七、八一〇 円を加算した額とする。
	(五) 浸せき剥離接着性一 類	〃	九、九三〇	1 五試片までごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、四、一四〇円を加算した額とする。
	(六) 浸せき剥離接着性二 類	〃	五、九七〇	1 五試片までごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、四、一四〇円を加算した額とする。
	(七) 浸せき剥離接着性三 類	〃	五、六六〇	1 五試片までごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、四、一四〇円を加算した額とする。





(三) コールドチェック	(二) 促進耐光性	(一) 促進耐候性	13 耐久性試験	(三) 粗さ	(二) 色	(一) 光沢	12 塗膜外観測定	(六) 耐汚染性	(五) 耐アルカリ性	(四) 耐酸性	(三) 耐油性	(二) 耐沸騰水性	(一) 耐水性
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九、二五〇	四、七八〇	一、二、七五〇	二、八三〇	二、五三〇	二、八〇〇	二、八〇〇	三、七三〇	三、八二〇	三、八二〇	三、七五〇	三、八四〇	三、八四〇	四、七二〇
<p>1 一サイクルまでごとに</p>	<p>1 所要時間 一〇時間までごとに</p> <p>2 試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。</p>	<p>1 所要時間 二〇時間までごとに</p> <p>2 試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。</p>	<p>試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。</p>	<p>試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。</p>	<p>試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。</p>	<p>試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。</p>	<p>試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。</p>	<p>試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。</p>	<p>試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。</p>	<p>試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。</p>	<p>試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。</p>	<p>試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。</p>	<p>試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。</p>

14 強性塗膜乾燥試験	(四) 寒熱繰り返し	(五) 乾湿繰り返し	(六) 加熱処理	(七) 低温処理	(八) 塩乾湿複合	〃	五、五八〇	1 塗料一種を加算する。
	〃	〃	〃	〃	〃		七、〇六〇	2 試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。 1 一サイクルまでごとに
		一、〇〇〇	一、七九〇	二、二八〇	六、九九〇			2 試料の作成を必要とする場合は、六、一七〇円を加算した額とする。 所要時間二時間までごとに 所要時間六時間までごとに 所要日数が一日を超える場合は、その一日を超え一日までごとに五、七三〇円を加算する。

15 恒温恒湿処理	〃	六、五二〇	2 所要時間 二時間まで ごとに
16 染色堅ろう度	(一) 耐光	二、六四〇	照射時間一〇 時間までごと に
(二) 洗濯	〃	一、九八〇	機械法による ものとし、八 試料までごと に一件とする。
(三) 熱湯、水又は海水	〃	二、二六〇	五試料までご とに一件とす る。
四 汗	〃	一、六五〇	五試料までご とに一件とす る。
(五) 摩擦(乾・湿)	〃	一、五六〇	三試料までご とに一件とす る。
(六) ホットプレッシング 又は昇華	〃	一、五五〇	五試料までご とに一件とす る。
(七) 酸滴下、アルカリ滴 下又は水滴下	〃	一、三八〇	一〇試料まで ごとに一件と する。
(八) 酸化窒素ガス又は塩 素漂白	〃	二、一二〇	一二試料まで ごとに一件と する。
(九) ドライクリーニング 又は有機溶剤	〃	一、七〇〇	八試料までご とに一件とす る。
(十) 非イオン界面活性剤	〃	一、二五〇	一〇試料まで る。

ごとに一件とする。	17 染色試験	(一) 精練、漂白又は普通染色	〃	五、〇二〇
		(二) ダイオメータによる染色	〃	五、二九〇
	18 整理試験	樹脂加工、防水加工、柔軟加工、のり付け加工又はのり抜き加工	〃	三、六八〇
	19 繊維及び繊維製品の物性試験	(一) 引裂強さ、剛軟度、防しわ率、収縮率、斜行度、防水度、繊維水分、摩擦、磨耗、破裂強さ又は通気度	〃	一、五六〇
		(二) ピリング	〃	三、二四〇
		(三) ウォッシュアンドウエア性、パツカリング又はブリーツ保持性	〃	二、九一〇
		(四) 引張り、圧縮又はせん断	〃	二、三〇〇
		(1) インストロン型強度試験機によるもの	〃	二、〇三〇
		(2) その他	〃	三、四四〇
		(五) 帯電性又は伸縮性	〃	三、七二〇
		(六) 防炎性	〃	一七、七六〇
	20 木材及び木製品の試験	ホルムアルデヒド放散量	〃	一七、七六〇
		(一) デンケータ法による	一試料	一七、七六〇

もの	(二) アクリルデシケータ 法によるもの	"	二〇、四八〇	日本工業規格 K—一四七四 に準じる。
21 活性炭試験	(一) よう素吸着性能	"	六、一三〇	"
性能	(二) メチレンブルー吸着	"	五、九一〇	"
(三) 溶剤蒸気吸着性能	(四) 比表面積測定	"	一九、二五〇 三、九一〇	"
二 加工	1 機械加工	"	五二〇	"
(一) 溶接試験片曲げ加工	(1) ローラ曲げ	一枚	六四〇	"
(2) 型曲げ	(二) 手仕上げ	一時間	三、七〇〇	"
(三) 旋盤、ボール盤、形	削盤、帯のこ盤又はフ	"	四、二五〇	"
ライス盤によるもの	2 溶接加工	"	四、一三〇	"
(一) 交流アーク溶接又は	ガス加工	"	五、〇八〇	"
(二) 半自動溶接又はイナ	ートガス溶接	"	五、五四〇	"
3 熱処理	(一) 焼きなまし	一回	七、七五〇	"
(二) 焼き入れ	(三) 焼き戻し	"	三、六九〇	"
三 分析	1 一般定性分析	"	"	1 他の種別に掲げる分析以外の分析 2 一試料につき

<p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一回の分析操作で分析ができる成分については、これらの成分を一成分として手数料を計算する。</p>	<p>一、六七〇</p>	<p>一成分</p>	<p>(一) 手数料を要することの少ないもの</p>
<p>1 一試料につき</p>	<p>二、二八〇 三、二八〇</p>	<p>” ”</p>	<p>(二) 手数料を要することの多いもの</p>
<p>2 試料の前処理を必要とする場合は、二、八五〇円を加算した額とする。</p>	<p>2</p>	<p>2</p>	<p>2 一般定量分析</p>
<p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一分の分析操作の結果から計算により算出できる成分につ</p>	<p>3</p>	<p>3</p>	<p>3</p>

<p>いては、二成分目から一成分ごとに二四〇円を加算する。</p>	二、六五〇	(一) 手数を要することの特に少ないもの
三、九六〇	三、九六〇	(二) 手数を要することの少ないもの
六、一三〇 八、〇六〇	六、一三〇 八、〇六〇	(三) 手数を要するもの (四) 手数を要することの特に多いもの
<p>1 一試料につき 2 試料の前処理を必要とする場合は、二、〇五〇円を加算した額とする(出)の分析を除く。</p>	3 二成分以上の分析依頼があった場合で一成分の分析操作の結果から計算により算出できる成分については、二成分目から一成分ごとに六一〇円	<p>3 特殊定性分析及び特殊定量分析</p>

			(一) ガスクロマトグラフによるもの	八、五七〇	を加算する (九)の分析を除く。
			(二) ガスクロマトグラフ質量分析計によるもの	二三、四八〇	
			(三) 液体クロマトグラフによるもの	一五、九二〇	
			(四) アミノ酸自動分析計によるもの	二三、八〇〇	
			(五) 赤外分光光度計によるもの	五、六七〇	
			(六) 光電子分光光度計によるもの	一二、六五〇	
			(七) 原子吸光分光光度計によるもの	五、五六〇	
			(八) 炭素水素元素分析装置によるもの	六、五四〇	
		(九) X線装置によるもの			
		(1) 回折及び定性分析	一試料	七、一九〇	一試料につき二分光結晶以上使用する場合は、二分光結晶目から一分光結晶ごとに二、四五〇円を加算する。
	(2) 定量分析	一成分		六、四七〇	一試料につき二成分以上分析する場合は、二成分目から一成分ごとに一、四三〇円を加算する。
(十) X線マイクロアナライ	一測定点			九、九六〇	ポラロイド写を加算する。



イザーによるもの	(四) X線光電子分光分析によるもの	"	八、七七〇	真を必要とする場合は、写真一枚につき三二〇円を加算する。
(五) 高周波プラズマ発光分析によるもの	(六) 炎光光度計によるもの	"	五、八〇〇	試料の前処理を必要とする場合は、九、八六〇円を加算した額とする。
(七) 核磁気共鳴吸収装置によるもの	4 測定	"	一七、七九〇	1 他の種別に掲げる測定以外の測定
2 一試料につき。ただし、日本工業規格に複数の試料の平均値を測定値と規定している場合は、同規格に規定する試料の数をもつて一試料とする。	3 印画紙に記録する場合			

分	(三) 用水及び排水中の成	"	五、〇三〇	一試料につき
	(2) 手数料を要するもの の少ないもの	"	四、四二〇	
	(1) 手数料を要すること の少ないもの			
	(一) 化学的酸素要求量	一試料	一、八八〇	
	(二) 生物化学的酸素要求量			
	5 工業用水及び工場排水			
	試験			
	(一) 手数料を要することの 少ないもの	一項目	一、六七〇	合は、一、 〇四〇円を 加算した額 とする。 4 試料の作 成を必要と する場合は、 四、九〇〇 円を加算し た額とする。 5 二項目以 上の測定 のうち計算に より算出で きる項目に ついては、 二項目目か ら一項目ご とに四九〇 円を加算す る。
	(二) 手数料を要するもの	"	二、七七〇	
	(三) 手数料を要することの 特に多いもの	"	六、二四〇	

			(1) 手数料を要すること の少ないもの	一成分	一、八六〇	
			(2) 手数料を要するもの	〃	四、五四〇	
			(3) 手数料を要すること の特に多いもの	〃	七、三二〇	
			(四) 温度、外観、臭気、 濁度等			
			(1) 手数料を要すること の特に少ないもの	一項目	五八〇	
			(2) 手数料を要すること の少ないもの	〃	一、〇一〇	
			(3) 手数料を要するもの	〃	二、〇六〇	
		四 鑑定				
		1 官能によるもの		一試料	二、一八〇	
		2 機器によるもの				
		(一) 手数料を要することの 少ないもの	〃		三、〇〇〇	
		(二) 手数料を要するもの	〃		七、六五〇	
		(三) 手数料を要することの 特に多いもの	〃			
		五 設計及び製図				
		1 機械、工具等の設計		一件	四、〇二〇	所要時間一時 間までごとに
		2 製図	〃		四、〇二〇	〃
		六 成績書及びその証明書				
		1 和文	一部		四〇〇	
		2 英文	〃		八九〇	
		七 複写及び写真				
		1 電子式複写機による複 写	一枚		二一〇	日本工業規格 B列五、A列 四及びB列四 の大きさのも の
2 写真						



2	1 成績書 二 成績書及びその証明書	(一) 座屈試験 (二) 短柱圧縮試験 (三) 引つ張り試験 (四) 壁体せん断試験 4 燃焼試験 5 接着性能力試験 (一) 煮沸試験 (二) 温冷水浸せき試験	五、五五〇 五、五五〇 五、二九〇 四、九〇〇 一七、四一〇 五、八七〇 五、五三〇
証明書	一部	” ” ” ” ” ” ” ” ” ”	七三〇 七三〇